

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

平成22年5月31日（月曜日）

議 事 日 程

平成22年5月31日（月） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 常任委員の選任
- 第5 議会運営委員の選任
- 第6 議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）
- 追加第1 議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議の提出について（提案説明・質疑・討論・採決）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から追加日程第1まで

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1番	中	村	晴	通	2番	長	坂	則	翁	
3番	中	島	規	夫	4番	湯	口	史	章	
5番	有	松	数	紀	6番	田	村	繁	巳	
7番	小	倉	一	博	8番	森	山	大	四郎	
9番	岡	本	和	廣	10番	西	川	憲	雄	
11番	足	立	義	明	12番	津	村	忠	彦	
13番	中	西	照	典	14番	松	本	信	光	
15番	武	田	え	み	子	16番	上	田	孝	春
17番	福	田	泰	昌	18番	村	口	英	子	

欠 席 議 員
な し

説 明 の た め 出 席 し た 者

管 理 者	鳥 取 市 長	竹 内 功
副 管 理 者	岩 美 町 長	榎 本 武 利
副 管 理 者	智 頭 町 長	寺 谷 誠 一 郎
副 管 理 者	若 桜 町 長	小 林 昌 司
副 管 理 者	八 頭 副 町 長	井 山 愛 治
副 管 理 者	鳥 取 市 副 市 長	深 澤 義 彦
事 務 局 長		岸 本 紀 明
消 防 局 長		大 田 康 範
会 計 管 理 者	鳥 取 市 会 計 管 理 者	藤 岡 正 義

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	中 村 英 夫
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	江 本 克 也
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 査 兼 議 事 係 長	湯 谷 久 美 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	加 藤 る つ

午前10時0分 開会

○中島規夫議長 ただいまから、平成22年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から提出されました例月出納検査報告書は、お手元に配布のとおりであります。

そのほかに 報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

まず、議員の異動についてでございます。若桜町議会選出議員の任期満了に伴い、平成22年3月10日、若桜町議会において選挙が行われ、岡本和廣議員が選出されました。

次に、議会運営委員の辞任許可についてであります。10番西川憲雄議員から議会運営委員を辞任したい旨の願い出があり、委員会条例第12条の規定により、平成22年5月28日付で許可されました。

以上、報告を終わります。

○中島規夫議長 本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議席の指定

○中島規夫議長 日程第1、議席の指定を議題とします。今回選出されました岡本和廣議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により9番に指定します。

日程第2 副議長の選挙

○中島規夫議長 日程第2、副議長の選挙を議題とします。

議員の任期満了に伴い、現在、副議長が欠員となっております。これより副議長の選挙を行います。お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。お諮りします。

指名につきましては、議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。副議長に、10番西川憲雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました10番西川憲雄議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって、西川憲雄議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました西川憲雄議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき告知します。西川憲雄議員ごあいさつをお願いします。

[10番 西川 憲雄 議員 登壇]

○西川憲雄副議長 おはようございます。ただいま副議長に指名されました智頭町議会の西川憲雄でございます。

中島議長のもと、副議長の職を一生懸命頑張り皆様の御協力のもと東部広域の発展のために尽力してまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございました。

日程第3 会期の決定

○中島規夫議長 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日に決定しました。

日程第4 常任委員の選任

○中島規夫議長 日程第4、常任委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により9番岡本和廣議員を福祉環境委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって、岡本和廣議員を福祉環境委員に選任することに決定しました。

日程第5 議会運営委員の選任

○中島規夫議長 日程第5、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。

欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により9番岡本和廣議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます

したがって、岡本和廣議員を議会運営委員に選任することに 決定しました。

日程第6 議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてまで(提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決)

○中島規夫議長 日程第6、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上4案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

竹内管理者。

[竹内 功管理者 登壇]

○竹内 功管理者 おはようございます。

本組合議会臨時会に提案しました諸議案の説明に先立ちまして、一言申し述べさせていただきます。

私は、去る4月11日に行われた鳥取市長選挙におきまして、多くの市民の皆様方からの御支持をいただき、3期目の市政を担うこととなり、引き続き、当組合の管理者として、その職務に当たらせていただくことになりました。

今後とも、東部圏域の住民の皆様方の安全確保や福祉、生活環境等のさらなる向上を目指し、当議会および構成団体である1市4町との緊密なる連携のもとで、積極的に広域行政を推進してまいります。

また、喫緊の最重要課題である新可燃物処理施設の整備を初めとする諸課題の解決に向けて、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位の一層の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案第6号から議案第9号について説明いたします。

議案第6号は、総務省令の一部を改正する省令の施行に伴い、新たに対象火気設備等として「固体酸化物型燃料電池」が加えられたので、鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

議案第7号及び議案第8号の2議案は、いずれも財産の取得に関する案件であります。

議案第7号は、平成7年度に鳥取消防署へ配備しております救助工作車を更新するため、議案第8号は、平成3年度に八頭消防署へ配備しております消防ポンプ自動車を更新するため、それぞれ指名競争入札を実施したところ、いずれも株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結について必要な議決を得ようとするものです。

議案第9号は、平成21年度の一般会計補正予算及び因幡ふるさと振興事業費特別会計補正予算について、平成22年3月31日に専決処分しましたので、報告し承認を得ようとするものです。

以上、今回提案いたしました議案について、説明をいたしました。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○中島規夫議長 これより4案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 質疑なしと認めます。

議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上4案は審査のためお手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

午前11時35分 再開

○中島規夫議長 ただいまから、会議を再開します。

報告事項がありますので、書記長に報告させます。

○中村英夫書記長 御報告いたします。

先ほど、開催されました福祉環境委員会におきまして、10番西川憲雄議員の委員長辞任の許可に伴い、委員長の互選が行われ、11番足立義明議員が福祉環境委員長に選出されました。

以上、報告を終わります。

○中島規夫議長 議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてまで、以上4案を一括して議題とします。

4案につきまして、委員会審査報告書が議長に提出されております。

総務消防委員長の報告を求めます。

5番有松数紀議員。

[5番 有松数紀議員 登壇]

○5番 有松数紀議員 総務消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告いたします。

議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、議案第7号財産の取得について、議案第8号財産の取得について、議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分、以上4案は適切な措置と認め全会一致で原案のとおり可決及び承認すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○中島規夫議長 福祉環境委員長の報告を求めます。

11番足立義明議員。

[11番 足立義明議員 登壇]

○11番 足立義明議員 福祉環境委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてのうち本委員会の所管に属する部分は、一部議員の反対がありましたが賛成多数で承認すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○中島規夫議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。通告により、発言を許可します。

18番村口英子議員。

[18番 村口英子議員 登壇]

○18番 村口英子議員 私は、議案第9号専決処分事項の報告及び承認について反対しますので討論します。

平成21年度一般会計補正予算第4号に、可燃物処理費として環境アセスの入札残、埋蔵文化財調査等の不執行による減額及び繰越明許費が計上されています。

環境影響評価調査について、広域管理組合は地元集落説明会で「調査と建設同意は別」、「建設が前提ではない」と説明しています。しかし、今進行している事態は「環境影響評価等を行った結果、施設の建設に支障がないことが明らかになった場合は、施設建設を進められることが適当である」とする河原町地域審議会の答申をてこにして建設を推進しようとするものであります。地元6集落中2集落は環境影響評価に反対であります。

十分な同意を得ないまま、予算を平成22年度に繰り越す補正予算に反対するものです。以上です。

○中島規夫議長 以上で、討論を終わります。

これより、議案第9号専決処分事項の報告及び承認についてを起立により採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は承認です。

本案について、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中島規夫議長 起立多数であります。

したがって、本案は承認されました。

次に、議案第6号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第8号財産の取得についてまで、以上3案を一括して採決します。

お諮りします。

3案に対する委員長の報告は原案可決です。3案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって三案は原案のとおり可決されました。

追加日程第1 議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議の提出について(提案説明・質疑・討論・採決)

○中島規夫議長 お諮りします。

先ほど、8番森山大四郎議員ほか4人から議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題とすることに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。したがって、議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議の提出についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

提出者の説明を求めます。

13番中西照典議員

[13番 中西照典議員 登壇]

○13番 中西照典議員 現在、鳥取東部圏域においては、鳥取市神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レイ

ンポー福部、長尾クリーンステーションの4つの可燃物処理施設が稼働しています。

しかしながら、いずれも老朽化が進みつつあり、新しい可燃物処理施設の建設は、緊急かつ、最大の課題であります。

本年3月に、地権者集落から環境影響評価等の調査に係る現地立ち入りについて同意するとの報告を受けた鳥取県東部広域行政管理組合は、環境影響評価等の現況調査を6月から着手することとしています。

地元関係者に、環境影響評価等の現況調査の実施や施設建設に反対されている方がある一方で、可燃物処理施設整備事業を国英地区のまちづくりの大きな契機ととらえ、国英地区の将来像を模索し、これからあるべき姿を考え、より良い国英地区の実現に向けて取り組もうとする住民活動も起きております。

また、5月19日には、鳥取市河原地域審議会から、可燃物処理施設整備事業について早急に環境影響評価等を行い、その結果、施設の建設に支障がないことが明らかになった場合は、施設建設を進められることが適当であるとの答申があったところです。

このような情勢を判断した結果、可燃物処理施設の建設を進めるべきと考え、このたび、「可燃物処理施設建設に関する決議」を提案するものであります。

○中島規夫議長 これより本案に対する質疑に入ります。

通告により、発言を許可します。

18番村口英子議員

○18番 村口英子議員 ただいま提案説明にありましたように河原町地域審議会の答申を重く受け止めているという一番そこが肝心なところだろうなと思っています。それで振り返ってみますと3月24日に管理組合の竹内功管理者が竹内功鳥取市長に対して、可燃物処理施設整備事業について依頼の文書を出しました。それは環境影響評価等の現況調査を実施していく予定であります、当該建設候補地を行政区として管轄される貴市においてもこの事業が速やかに実施できるよう御支援と御協力をお願いしますというものであります。同日に竹内功市長は河原地域審議会に速やかに実施できるようにという諮問をしています。そして先ほどもありましたが5月18日に審議会からの答申があったわけですが、今回の決議文と答申書の文書というのは多少の加筆があったり4項目のうち2項目が加えられたりすることがありましても、ほとんど同一文書です。たとえば「次」が「下記」だとか、このような中身でありましてこのことからしましても地域審議会の答申が下敷きになったものと推測ができるわけですが、大体、地域審議会から意見書の提出というものはありますが、答申ということはかつてなかったことであります。その地域審議会の答申は副管理者は尊重すべきだと、環境影響調査には6月1日から着手するんだと発言しています。地域審議会のそれでは重要だと思われるこの地域審議会の審議経過を見まして、果たして十分審議されたんだろうかと。たとえば平成21年7月27日、地域審議会があつて環境アセスの経費計上についての審議がされました。結論はアセスの経費については色々あるけど賛成だと。続いて11月26日は環境影響評価の結果は地元で速やかに報告して不安の軽減を図らねばならない。だから視察もしましようというようなことでありまして、最後に会長が賛否両論あるので審議会ですらどうするというところは一切言っていないと、このように11月の地域審議会では言っています。そして22年の1月21日には高松市の施設を視察をしています翌2月22日、可燃物処理施設に関する経過報告として、副管理者の方から県知事から県の審査会が開かれ、その結果についての報告がされ、現在このような状況なので審議してくれといわれて会長が地域審議会ではこの問題を正式な議題にしたことはありませんが、近いうちに十分審議することになると思います、とこのように地域審議会では発言しているんです。そして、先ほど言いましたように3月24日に地域審議会へ諮問し、そして4月の地域審議会でのこの諮問について審議がされたんですよ。1回です。で、5月の18日には答申書が出されまして答申書を審議会は読み上げて全員賛成と至ったわけなんです。こうした河

原町の地域審議会の審議の状況がこうした状況であり、また5月20日には14集落中、13集落の15歳以上の住民の6割の反対署名が提出されています。

こうした状況で提出者は住民の意向を把握されたと認識された上で今回の決議を出されることになったのかお尋ねします。

○中島規夫議長 13番中西照典議員

[13番 中西照典議員 登壇]

○13番 中西照典議員 先ほどの質疑に対してですが、地域審議会の先ほどの述べられたその内容を、というよりもこの提案を出した理由をもう1つ説明させていただきます。

先ほどですね、4つの可燃物処理施設は老朽化が進みつつあり、新しい可燃物処理場の建設は緊急かつ最大の課題と申し上げました。たとえば、鳥取市神谷清掃工場の通常耐用期限というのは平成29年3月31日であります。福部町クリーンセンターはこの通常耐用期限は平成29年3月31日、レインボー福部は平成30年3月31日、長尾クリーンステーションは平成26年3月31日であります。

問題は可燃物処理施設整備事業スケジュールがですね、これから行われるであろう環境アセスメント、それから測量、埋蔵文化財調査等、それから土地の造成、本体工事等で供用開始まで7年も要するとされているところであります。で、通常耐用期限から逆算して考えますとですね、この22年度中に環境影響評価等の現況調査の実施を行いまして、やはりその結果に基づいてですね支障がないということが明らかになった場合には、やはり施設建設を進めることを要望するものであります。

可燃物処理施設整備事業の実施のおくれというのは鳥取県東部広域のごみ処理に当然のように重大な影響が予想されますし、住民活動、あるいは企業の活動等に大きな支障が生じると考えられるところであります。ひいては鳥取東部圏域住民の環境衛生等の悪化を招くと思われるところであります。つまり、この東部広域行政管理組合のこの東部圏域の公益上もですね、やはり先ほども申し上げましたように22年度中に環境影響評価等の現況調査の実施を行って、先ほど言いましたこの実施のもとに支障がないとされた場合は施設の建設を進めていただくように要望するものであります。

ただ、先ほどありましたけれど施設建設に関して非常に異論もあることでありますので、決議の第5項目に「十分に留意の上」と要望をつけ加えたところであります。ただ、この環境影響評価というのは、施設建設に当たって現在の環境に影響を及ぼさない方策を検討する事前調査であって、建設地として適切であるのかどうか判断することも含めて調査するものであります。したがって可燃物処理施設の建設についてはですね、当然ですが関係集落の住民の皆様と東部広域行政管理組合が改めて協議をしていく事項でありますので、そのことにつきましては情報提供は十分に行い、誠実な姿勢でもって協議をされることを望むというものであります。

以上であります。

○中島規夫議長 18番村口英子議員

○18番 村口英子議員 4施設が老朽化している状況、そして稼働期限が切れる状況というのはどうにわかってた話ですね。さっき全協でも指摘しましたように18年にこれが国英地区が選定されたということが明らかになった後、直後に19年には14集落のうち10集落が反対署名や決議を東部広域管理組合の方に提出をされています。それから3年たちました。この間、3年間地元説明をしてきたということだけでですね、本当に責任が果たされているのかと、おくれたのは誰の責任なのかということなんです。ですからそこが明らかにならないままに、言ってみれば押しつけようとしているわけです。地域審議会のことも言われたりしますが、第3条には審議会は答申または意見を述べるに当たっては対象区域住民の意向把握に努めるものとなっているわけですよ。これで本当に地域審議会がですね、管理者もこの答申が重いと言い続けられておられるんだけど、

地域審議会そのものが十分に意向把握していない、それをもってですよ、今回のこの決議の1つの大きな柱にされているということは大変遺憾なことだと思います。それで議会として一番求められているのは、この決議の中の2に当たります、関係集落の住民にあらゆる情報提供するとともに、関係集落の住民と十分な話し合いを行うことでもあります。そのことをむしろ議会としては執行部に対して求めていくべきではないでしょうか。このままいくと本当に住民は議会不信、行政不信、そうしたものを作り出すことになるんですがいかがでしょう。

○中島規夫議長 13番中西照典議員

[13番 中西照典議員 登壇]

○13番 中西照典議員 先ほども述べましたようにですね、やはり、当議会としてはあくまでもですね、おっしゃいましたように住民の方と誠意をもって話し合う、これで理解を得ることに重ねて努力をしていく、そういうことを要望するものであります。

○中島規夫議長 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

本案に対する委員会付託は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中島規夫議長 御異議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

通告により、順次、発言を許可します。

18番村口英子議員

[18番 村口英子議員 登壇]

○18番 村口英子議員 私は、議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議の提出について反対しますので討論します。

可燃物処理は、市町村の業務として位置づけられ、鳥取市は神谷清掃工場で、他の町村は一部事務組合または単独で処理してきました。

ところが、国・県は広域化、大型化を押し付け、これを受けて平成13年広域化実施計画を策定しました。広域化施設は日量130トンの第1工場、240トンの第2工場とし、候補地は千代川を境とする東西エリアに配置するものであります。第1工場候補地として旧郡家町で山上地内、通り谷地内が選定されましたがそれぞれ地元の同意が得られず平成16年西御門部落にたどり着きました。住民同士賛成、反対に分かれ深刻な状況が生まれましたが、地質調査が実施されました。また周辺部落への説明会等も行われましたが、そのさなか、平成18年「可燃物処理施設整備検討委員会」が突然、施設は1施設、規模は日量360トンとの報告を行いました。その最大の理由は鳥取自動車等道路網の整備が進み、収集運搬費、施設建設費、維持管理費が安くなる経済性でありました。そして平成18年4月、その候補地として河原町国英地区が選定され今日に至っています。昨年6月末をもって同地内にあったクリーンセンターやずは操業停止となり、現在、神谷清掃工場で処理されています。

国英地区は、38年間クリーンセンターやずに協力してきました。ところが、八頭環境施設組合と結んだ「次の施設は周辺に設置しない」との協定も無視し、住民の頭越しに候補地としたため、反対の声は大きく5月20日、14集落中、13集落の15歳以上の住民907人のうち553人の反対署名が行政管理組合へ提出されました。60パーセントです。

環境影響評価の立ち入りに不可欠なものではない答申を河原地域審議会に出させ、それを根拠に事業を推進しようとするものであります。

今回の決議は推進にさらにお墨つきを与えるものであり、深刻な住民間の対立、それによる地域コミュニティーの破壊であります。また、住民の行政不信、議会への不信を増幅させるだけであります。

議会は今日までの経緯、住民の声をしっかり把握し、決議事項中の「関係集落住民にあらゆる情報を提供するとともに、関係集落の住民と十分な話し合いを行うこと」を広域行政管理組合に強く求めるべきであります。

以上です。

○中島規夫議長 17番福田泰昌議員

[17番 福田泰昌議員 登壇]

○17番 福田泰昌議員 私は、議員提出議案第1号、可燃物処理施設建設に関する決議に賛成の立場で討論します。

現在、鳥取県東部広域圏域においては、鳥取市神谷清掃工場を初め、4カ所の可燃物処理施設が稼働していますが、いずれも老朽化が進みつつある現状からして、新しい可燃物処理施設の建設は、緊急、かつ最大の課題であります。

私は、東部圏域の住民や企業から排出される可燃ごみを適切に処理するための施設を早急に建設しなければならないと思います。

処理施設が建設できないことにより、可燃ごみを適正に処理することができないような事態を招いてはならないと考えております。

鳥取県東部広域行政管理組合が、この6月から環境影響評価の現況調査に着手すること、そして5月19日には河原地域審議会から「早急に環境影響評価を行い、施設建設に支障がないことが明らかになった場合は、施設建設を進められることが適当である」との答申があったこと、さらに可燃物処理施設整備事業等を国英地区のまちづくりの大きな契機と捉え、国英地区の将来像を模索し、より良い国英地区の実現に向けて取り組もうとする住民活動も起こっていることなどを踏まえ、本決議に賛成するものであります。

よって、皆様の御賛同をお願いしまして、賛成討論とします。

○中島規夫議長 以上で、討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号可燃物処理施設建設に関する決議の提出についてを起立により、採決します。お諮りします。

本案について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○中島規夫議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これで、平成22年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午後0時15分 閉会